

平成28年1月1日から

マイナンバー（個人番号）の取得を始めます！

～マイナンバー（個人番号）制度～

平成28年1月1日からマイナンバー（個人番号）の取得を始めます！

- ・今後、草津市役所で申請や届出などの手続きを行う際には、様式等にマイナンバー（個人番号）の記入を求められることがあります（社会福祉、税、災害対策の分野に限ります。）。
- ・マイナンバー（個人番号）を記入いただいた様式等を窓口で提出される際には、次の2点の確認（本人確認）をさせていただきます。

- ①様式等に記入されたマイナンバー（個人番号）に誤りのないこと。
- ②様式等に記入されたマイナンバー（個人番号）は、申請者御本人のものであること。

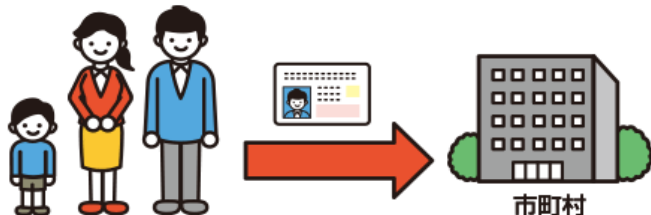
※個人番号カードをお持ちの場合は、カード1枚で①と②の両方の確認が可能です。

- ・個人番号カードをお持ちでない場合は、以下の書類の提示または写しの提出が必要となりますので、申請時には、必ず御持参ください。ただし、以下の書類の提示または写しの提出を不要とする例外措置もありますので、詳しくは申請・届出先の市窓口にお尋ねください。

- ①の確認・・・通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ②の確認・・・ア. 顔写真付きの公的機関発行の証明書を1点  
（運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード等）または、  
イ. 顔写真がない公的機関発行の証明書を2点  
（公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等）

例：「通知カード」と「運転免許証」、「個人番号が記載された住民票の写し」と「旅券」の持参

- ・代理人が申請される場合は、別途代理権の確認や代理人の本人確認をするための書類（公的機関発行の証明書）の提示または、写しの提出を求めるときがありますので、詳しくは申請・届出先の市窓口にお尋ねください。
- ・これらの確認は、なりすましなどの不正な申請を防止するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第16条で義務付けられたものですので、御理解と御協力をお願いします。



## マイナンバーとは？

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、**社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）**です。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん